

16. SNS等による児童生徒との私的なやり取りに関わる校内規定

苫小牧市立明野小学校

1 目的

この規定は、本校における教職員と児童・保護者・児童の家族との連絡手段に関わる管理運営について、必要な事項を以下に定め活用の指針とする。

2 SNS等による児童生徒との私的なやり取りについて連絡手段に関わる基本的な考え方

- (1) 卒業生や他校の児童生徒であっても、恋愛目的などと考えられ得る内容で、SNS等によるやり取りは行わない。
- (2) 管理職員の許可なく、SNS等により自校の児童生徒に対し、教科指導や進路指導なども行わない。
- (3) SNS等には、SNS、メール、電話のほか、学校において禁止されている児童生徒との直接のやり取り（手紙など）を含むこと。
- (4) 管理職員は、所属職員から児童生徒に対しSNS等によるやり取りを行いたい旨の申出があった場合は、必要性、緊急性のほか、複数の児童生徒に対して行うものであるかなどを考慮の上、承認することとし、承認する場合は、SNS等によるやり取りを校長、教頭や他の教職員と共有すること。
また、管理職員が年度当初に一括承認した場合は、適宜、SNS等による児童生徒とのやり取り内容を確認すること。
- (5) SNS等による児童生徒との私的なやり取りの禁止については、教職員はもとより、保護者に対しても共通理解が得られるよう周知する。